

## 沿 革

年 月	内 容
昭和	
昭和 50 年 6 月	静岡県と 14 市町により水道用水供給事業の給水量の配分が決定される。
昭和 51 年 1 月	関係 14 市町長により大井川広域水道事業促進協議会が設置される。
昭和 52 年 2 月	自治大臣から企業団の設立が許可される。
昭和 52 年 4 月	建設省が長島ダム建設事業に着手する。
昭和 52 年 9 月	厚生大臣から水道用水供給事業経営（計画 1 日最大給水量：160,700m <sup>3</sup> ）の許可を得る。
〃	第 1 期整備事業に着手する。
昭和 53 年 12 月	大井川地域広域的水道整備計画が策定される。
〃	長島ダム建設の基本計画が告示される。
昭和 61 年 11 月	建設大臣から本水利権（2.00m <sup>3</sup> /s）の許可を得る。
昭和 63 年 3 月	暫定水利権（0.62m <sup>3</sup> /s）の許可を得る。
昭和 63 年 4 月	4 市 6 町に 1 日最大給水量 50,200m <sup>3</sup> の一部給水を開始する。
平成	
平成 3 年 4 月	4 市 10 町に 1 日最大給水量 72,500m <sup>3</sup> を供給する。
平成 7 年 3 月	大井川地域広域的水道整備計画が改定される。
平成 7 年 9 月	建設大臣から本水利権（2.71m <sup>3</sup> /s）の許可を得る。
平成 7 年 11 月	厚生大臣から水道用水供給事業経営（計画 1 日最大給水量：321,400m <sup>3</sup> ）の変更許可を得る。
〃	第 2 期整備事業（拡張）に着手する。
平成 10 年 3 月	第 1 期整備事業が完了する。
平成 12 年 2 月	事業再評価を行い、左岸から右岸へ相互融通（20,000m <sup>3</sup> ）することとする。
平成 13 年 12 月	企業団送水形態検討委員会を開催し、2 期事業の進め方等について協議を行う。
平成 14 年 3 月	第 2 回送水形態検討委員会を開催し、右岸団体への送水方法についての答申がなされる。
〃	長島ダムが完成する。
平成 16 年 9 月	第 2 回事業再評価を行い、左右岸の相互融通のための施設整備を「継続」することとする。
平成 17 年 11 月	長島ダム使用権の一部を工業用水に転用する地域再生計画が内閣総理大臣に認定される。
平成 20 年 3 月	第 3 回事業再評価を行い、計画 1 日最大給水量 321,400m <sup>3</sup> を 160,700m <sup>3</sup> に「見直し」する。
平成 21 年 7 月	本水利権（2.00m <sup>3</sup> /s）の許可を得る。
平成 21 年 4 月	7 市に 1 日最大給水量 116,700m <sup>3</sup> を供給する。
平成 26 年 3 月	第 2 期（第 1 段階）整備事業が完了する。
平成 26 年 12 月	施設更新基本計画審議委員会を開催する。